

地域企業・産業資料デジタルアーカイブについて

- (1) このデジタルアーカイブは、東京大学経済学図書館が所蔵する地域企業・産業資料のうち、印刷物および近代の文書類について順次デジタル化をすすめているものです。
- (2) このデジタルアーカイブの利用に際しては「[東京大学経済学図書館電子資料利用規則](#)」に同意したものとみなされます。
- (3) 印刷物など他媒体への使用については、東京大学経済学図書館までお問合せください。
- (4) 画像は白黒です。画像の撮影には文字が視認できるよう十分な注意を払っていますが、資料の欠損、変色、褪色等の劣化や、ノド部分の状態によっては、原本の文字が全て写っていないものがあります。これらについては資料の原形を保ちつつ、出来る限りの範囲で撮影したものとして了解下さい。写りの悪い資料については、東京大学経済学部資料室にて、所定の手続きにより原本の閲覧をお願いします。
- (5) 本アーカイブに関する質問等については、東京大学経済学部資料室までお問い合わせ下さい。
- (6) 本デジタルアーカイブの一部は、独立行政法人日本学術振興会平成 27 年度科学研究費補助金（研究成果公開促進費）課題番号 15HP8021 の交付を受けて作成しています。

昭和十六年 社報 第四五號

記

兵庫縣飾磨郡廣畑町廣畑二、五七五番地ノ一
日本製鐵株式會社廣畑製鐵所

石景山製鐵所移轉

○石景山製鐵所ハ三月二十六日左記箇所へ移轉セル
旨通知アリタリ

記

北京内一區前拐棒胡同十號

臨時株主總會開催

○昭和十六年三月二十八日午後三時東京市麹町區丸ノ内
二丁目二十番地一郵便ビル七階集會室ニ於テ臨時株主
總會ヲ開催シ左ノ議案ヲ附議シ各左ノ通り議決セリ
尙同總會ニ於テ平生社長ノ爲シタル挨拶ノ要旨左ノ如
シ

記

第一號 資本増加ノ件

一 資本金三億圓ヲ増加シ新株式六百萬株ヲ發行スル
コト

二 増加資本金三億圓ニ對スル新株式六百萬株ハ當會
社ノ株主ニ對シ共ノ所有スル當會社株式五株ニ付三

株ノ割合ヲ以テ額面金額ニテ割當ツルコト

三 増資新株式ノ第一回拂込金ハ一株ニ付金十二圓五
十錢トスルコト

四 増資新株式ノ割當期日ノ決定、引受ナキ株式ノ處
置、割當額數株ノ處分共ノ他本増資ノ實行ニ關シ必
要ナル事項ハ取締役會ニ之ヲ一任スルコト
右ハ原案ノ通り異議ナク可決ス

第二號 社債金二億圓以內ヲ數回ニ分チ募集ノ件

右ハ從前株主總會ニ於テ議決アリタル社債募集限度ノ
外ニ更ニ社債金二億圓以內ヲ數回ニ分チ募集ノコトト
シ共ノ募集ノ回数、毎回ノ募集金額及時期、各社債ノ
金額、利率、償還方法及期限、發行價格共ノ他募集ニ
關スル一切ノ事項ハ取締役會ニ一任スルコトヲ異議ナ
ク可決ス

第三號 定款變更ノ件

定款中左ノ通り改ム

第四條中「五億圓」ヲ「八億圓」ニ改ム

第五條中「社債ノ募集」ヲ削ル

第五條ノ二 本會社ハ商法第二百九十七條ノ規定ニ依
ル制限ヲ超エテ社債ヲ募集スルコトヲ得但シ社債ノ

昭和十六年 社報 丙第五號

總額ハ拂込ミタル株金額ノ三倍ヲ超スルコトヲ得ズ
社債ヲ募集スル場合ニ於ケル株式總會ノ決議ハ資本
ノ半額以上ニ當ル株主出席シ其ノ議決權ノ過半數ヲ
以テ之ヲ爲スコトヲ得
第五條ノ三 本會社ノ社債權者ハ本會社ノ財産ニ付他
ノ債權者ニ先立チテ自己ノ債權ノ辨濟ヲ受クル權利
ヲ有ス
前項ノ規定ハ民法上ノ一般ノ先取特權ノ行使ヲ妨グ
ルコトナシ
第五條ノ四 本會社ハ第二回以後ノ株金ノ拂込ヲ爲サ
シメ又ハ社債ヲ募集セントスルキハ商工大臣ノ許
可ヲ受クルコトヲ要ス
第八條ニ左ノ一項ヲ加フ
日本製鐵株式會社法第三條第二項ノ規定ニ依リ特ニ
商工大臣ノ許可ヲ受ケタルモノハ前項ノ規定ニ拘ラ
ズ本會社ノ株主ト爲ルコトヲ得
第十條第一項中「一千萬株」ヲ「一千六百萬株」ニ改
ム
第十七條第一項中「六月一日及十二月一日」ヲ「五月
二十六日及十一月二十六日」ニ改ム
第三十八條第一項中「六月一日及十二月一日」ヲ「五
月二十六日及十一月二十六日」ニ改ム
右ハ原案ノ通り異議ナク可決ス

第四條、取締役選任ノ件
右ハ斯波孝四郎氏ヲ取締役ニ選任ス
第五號 前役員ニ對スル慰勞金贈呈ノ件
右ハ前取締役故松田貞治郎氏ニ對シ慰勞金ヲ贈呈スル
コトトシ其金額並贈呈方法等ハ取締役會ニ一任スルコ
トヲ異議ナク可決ス
平生社長挨拶
今や世界ハ舉ゲテ大動亂ノ渦中ニ入り我不動ノ國策タル
高度國防國家ノ確立モ茲ニ益々緊迫ノ度ヲ加ヘ來ツタコ
トハ皆様御承知ノ通りデアリマス。從ヒマシテ此ノ高度
國防國家建設ノ基礎産業タル吾鐵鋼業ノ使命ハ實ニ重大
トナツタコト申ス迄モアリマセン。
當社ハ其ノ本來ノ使命ニ鑑ミ、創立以來本邦鐵鋼業ノ確
立ニ専念シ第一次ヨリ第五次ニ到ル増産計畫ヲ樹立シ、
爾來之方實現ニ全力ヲ傾倒シテ參ツタノデアリマスガ、
第一次及第二次計畫ハ殆ンド完成シ、續ク第三次乃至第
五次計畫モ現下ノ非常時局ニ於テハ一日モ忽ニスルコト
ヲ許サザルコトヲ痛感シ、其ノ完成ニ格段ノ努力ヲ拂ヒ
目下着々進捗中デアリマス。
而シテ第五次迄ノ計畫完成ニ要シマシタ費用ニ付テ見マ
スルニ、今日迄ハ資本ノ増加ニ依リ約一億四千萬圓及社
債ノ募集ニ依リ二億八千萬圓合計四億二千萬圓ヲ以テ賄
ツテ來タノデアリマスガ、支那事變並ニ第二次歐洲大戰

昭和十六年 社報 第五號

ノ勃發ニ伴ヒ資材ノ獲得ニ絶大ナル困難ヲ招來シ、物價ノ高騰亦著シキ實狀ヲ呈シ到底當初ノ豫算ヲ以テ初期ノ計畫ヲ遂行スルコトハ不可能ノ狀態ニ立到ツタノデアリマス。

加之前述五次迄ノ計畫ノ外ニ生産力ノ擴充強化ノ爲ニハ既設々備ノ改良補充ヲ要スルモノアリ更ニ生産設備ノ完成ニ伴ヒ、之ニ必要ナル諸原料ノ蒐集ニ付テモ現下ノ世界情勢ニ鑑ミルトキ日滿支ヲ根幹トスル東亞共榮圈ニ於テ之ヲ求ムル外ナク、夫レガ爲ニハ單獨又ハ共同經營ニ依リマシテ其ノ供給ヲ確保スルノ要アリ、又之ガ輸送ニ付テハ相當數ノ特殊輸送船ヲ建造セネバナリマセス。

結局以上各計畫ヲ完成スルニハ、今後二三箇年間ニ凡五億二千萬圓ノ資金ヲ要スルコト、相成見込デアリマス。就キマシテハ現下ノ金融起債市場ノ情勢ニ照シ、既ニ決斷ヲ得マシタ三億圓ノ債券ノ内未發行分二千萬圓ヲ差引キタル五億圓ニ付内三億圓ハ増資ニ依リ、二億圓ハ社債募集ニ依ツテ之ヲ調辦スルコトガ妥當ト認メ、茲ニ御承認ヲ願ハントシタル次第デアリマス。去リナガラ將來金融市場ノ狀況ニ依リマシテハ、資本金ノ拂込ニ代フルニ社債ヲ以テスルコトヲ利ナリト考ヘラル、場合ニ於テハ更ニ社債募集ノ御承認ヲ求ムルコトモアリマセウ。

次ニ今回政府ニ於カレマシテハ現在及將來ノ世界情勢ニ

對峙シテ國防上、産業上遺憾ナキヲ期スル爲、東亞共榮圈ニ於ケル自主的經濟圈ノ確立ヲ企圖セラレ、當社ヲシテ先其ノ重大使命達成ノ推進力ヲラシムル爲當該經濟圈ニ對スル資材ノ調製及設備ノ容易化等ニ關シ日本經濟株式會社法中改正法律案ヲ今期議會ニ提案セラレ通般其ノ通過ヲ見、實施セラルコトナリマシタノデ茲ニ時運ノ増資及此ノ法律改正ニ伴フ定款ノ變更等ヲ提案シ併セテ御審議願フコトトナツタノデアリマス。以上何レモ急ヲ要スル次第デアリマスルノデ今回皆羅ノ御多用中臨時株主總會開催ノコトト致シマシタコトヲ御諒承ヲ御願ヒ致シマス。尙一旨御報告申シ上ゲマスコトハ去ル一月初松田取締役御急逝ニ相成當社創業以來ノ同氏ノ御功績ヲ想起シ皆羅ト共ニ誠ニ痛惜ノコトニ存ズルノデアリマシテ之ニ伴フ事項モ後刻併セテ御審議ヲ御願ヒ致シマス。

商業登記

○第十一回社債ノ發行ニ付三月二十九日左記事項ノ登記ヲ了セリ

社債ノ種類 金貳千萬圓
各社債ノ金額 壹百萬、五百圓、壹千圓、五千圓、壹